

「労働者派遣業務（2019年9月契約開始分【情報処理サポート実務者】）」に係る一般競争入札に関するQ&A

最終更新日：2019年8月20日
独立行政法人情報処理推進機構

No	資料名	ページ	項目名	質問内容	回答
1	仕様書	18～37	派遣労働者の要件・資格	「※要件・資格の証明については、別途、協議とする。」と記載があるが、記載されている資格はすべて必須になるか。	『要件・資格の証明については、別途、協議する』こととしており、配属予定部署との調整等により、記載している資格と同等以上の能力を有すると判断でき、それを証明できる場合は、当該資格を有していなくても差し支えございません。
2	仕様書	18～37	派遣予定期間	派遣予定期間が2019年9月1日からの場合、9月1日入社が必須という認識で間違いないか。	2019年9月1日からの開始が望ましいと考えておりますが、配属予定部署との調整等により、多少であれば変更があっても差し支えございません（そのため派遣「予定」期間としております）。